

諮問日：令和4年1月26日（令和3年度（最情）諮問第52号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（最情）答申第8号）

件名：特定年月日付け理由説明書において特定の書面への対応に関する判断について文書を作成する必要がないとした理由等が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年12月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定年月日付け理由説明書（以下「別件理由説明書」という。）において、重大事案の奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為に係る、人事局長宛通報書への対応に関する判断については必ずしも文書を作成する必要はないと、最高裁判所事務総長が述べている前提あるいは根拠としている規範があるはずであり、最高裁判所事務総局においてこれを裏付ける文書が存在していないはずはない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第3の1は、「職員は、

文書管理者の指示に従い、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」と定めていることから、具体的な処理に係る事案について職員が司法行政文書を作成するかどうかについては、管理通達の定めにより、文書管理者の指示に従って行われることとなると解される。別件理由説明書では、上記の解釈及び事務の性質を踏まえ、必ずしも文書を作成する必要はないことを述べたものであり、苦情申出人が求める文書は作成又は取得していないと言わざるを得ない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 同年6月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、管理通達記第3の1及び「文書事務における知識付与を行うためのツール」の抜粋部分を指摘した上で、別件理由説明書において、人事局長宛通報書への対応に関する判断については必ずしも文書を作成する必要はないと最高裁判所事務総長が述べていることについて、その前提あるいは根拠としている規範があるはずである旨主張する。しかしながら、別件理由説明書においては、管理通達記第3の1の解釈及び裁判所に提出された通報書に対する対応事務の性質を踏まえて、必ずしも文書を作成する必要はないことを述べたものである。したがって、前提あるいは根拠となる規範がなければ文書作成の要否について判断できないことを前提としている苦情申出人の上記主張を採用することはできず、苦情申出人が求める文書は作成し、又は取得していないと

する最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

最高裁判所事務総長は、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、最高裁判所人事局長宛通報書への対応に関する判断については、適宜の方法により行えば足り、必ずしも文書を作成する必要はないことから、決裁権者の判断について文書を作成又は取得していないと述べている。

一方、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第3の1において「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係わる事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない」とあり、秘書課が作成した「文書事務における知識付与を行うためのツール」の抜粋部分が「処理に係わる事案が軽微なものであるか否か」の判断基準や判断要素が分かるものであることは明らかであると最高裁判所事務総長は主張している。

上記の通達並びにツール抜粋に照らせば、決裁権者の判断について文書を作成することが義務付けられていることは明白である。にもかかわらず、特定月日付け理由説明書において、人事局長宛通報書への対応に関する判断については必ずしも文書を作成する必要はないと、最高裁判所事務総長が述べている理由並びに根拠が分かる文書。